

Alpha Newsletter April 2021

金融庁による課徴金納付命令等のトレンド

令和2年度までの12年間の違反内容別件数と課徴金額

1. はじめに

金融庁は、証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のため、平成17年4月（公認会計士法については20年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入している。

金融庁はホームページにおいて、課徴金納付命令の事例を公表しているが、本稿では、公表の年度が会計年度ベース（3月末が期末）となった平成21年度から令和2年に至るまでの12年間について、違反行為の種類（内部者取引、虚偽記載、相場操縦 偽計 その他）ごとに、課徴金納付命令の件数と課徴金額をまとめ、トレンドを概観する。

図表1 本稿で扱う違反行為

- 内部者取引（インサイダー取引）
- 虚偽記載（有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示・継続開示））
- 相場操縦（仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等）

- 偽計（風説の流布・偽計）
- その他（その他の違反行為、取り消しなど）

2. 件数のトレンド

図表2の通り、課徴金納付命令の件数は、各年度、30～50件前後で推移しているが、昨年度（令和2年度）は、20件となり、前年度の50件から大きく落ち込んだ。特に内部者取引（インサイダー取引）に係る件数が前年度の34件から4件に減少していることが注目される。このような件数の落ち込みが、コロナ禍による（金融庁および同庁に課徴金納付命令の勧告を行う証券取引等監視委員会の）執行体制への影響に基づくものかどうかは明らかではない。

また、他の違反類型について検討すると、有価証券報告書等の虚偽記載に係る件数は、平成22年度の19件から次第に減少しつつあるものの、平成30年度から昨年度までにかけて、7～8件で推移している。相場操縦についても、平成24～26年度（いずれの年度も10件）と比べると減少しているものの、近年は5～6件で推移している。偽計については、比較的近年になり課徴金

納付命令が公表されており、他の類型と比べると件数は少ない。

3. 課徴金金額のトレンド

各年度の課徴金の合計金額を見ると、図表3の通り、件数以上に各年度のおれが大きく、とりわけ平成27年度が突出して大きな金額(10,148,665千円)となっている。これは、同年度において、東芝による有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金(7,373,500千円)、及びこれに関連する新日本有限責任監査法人に対する課徴金(財務書類の虚偽証明、2,111,000千円)があったためである。虚偽記載に係る課徴金は、対象会社の株式の時価総額を基礎として決定されるため(注1)、必ずしも虚偽記載の重要性が反映されているわけではないが、比較的大規模な企業が対象となると課徴金の金額が大きくなる傾向にある(図表4参照)。

上記の通り、昨年度は件数ベースでは近年になく低い水準であったが、課徴金納付命令の合計金額は、2,599,685千円であり、前年(2,879,120千円)と比べ大きく減少しているわけではない。これは、ジャパンディスプレイによる虚偽記載事案に係る課徴金納付命令(2,163,335千円)があったため(なお、前年においては、日産自動車(株)による虚偽記載に係る2,424,895千円の課徴金納付命令があった。)、一件当たりの課徴金金額が比較的小さい内部者取引の件数減少は金額ベースではあまり影響しなかったといえる。

なお、平成21年度以降の12年間において、課徴金額のトップ10をまとめると、図表4の通りとなる。上記で述べた東芝の虚偽記載事案がトップであり、3位の日産自動車、4位のジャパンディスプレイ、5位の新日本有限責任監査法人など、大型事案の多くは虚偽記載に関連しているが、2位のウェッジホールディングスの事案は偽計に係るものである。また、7位と8位に日東電工とRISEの株式を対象とする相場操縦の事案が入っている。昨年度においては、これら相場操縦や偽計に係る大型の事案は見られなかった。

(注1) 金商法第172条の4第1項及び第2項の規定に基づく。継続開示(有価証券報告書)の虚偽記載の場合、当該発行者が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額の10万分の6又は600万円のいずれか高い額。

4. 今年度の展望

金融庁によれば、現時点(4月22日)においてすでに7件の課徴金納付命令が公表されており、そのうち2件は虚偽記載に係る事案(ユー・エム・シー・エレクトロニクス(課徴金額396,150千円)と富士ソフトサービスビューロ(同12,000千円)の事案)である。

内部者取引や相場操縦、偽計などについては予測が困難なものの、虚偽記載の事案については近年のトレンドが続くと考えられる。東京商工リサーチによる「2020年全上場企業「不適切な会計・経理の開示企業」調査」によれば、2020年において不適切会計の事実を開示した上場企業は58社

であった（前年は70件）。これらの事案のうちの一部については、虚偽記載等の公表から一定期間後、課徴金納付命令が下されることが一般的なため、これらの事案の

一部については今年度に課徴金の対象となる可能性があるといえる。

（アルファフィナンシャルエキスパートズ マネージングディレクター 池谷誠）

図表2 課徴金納付命令（件数）のトレンド

年度	内部者取引	虚偽記載	相場操縦	偽計	その他	総計
平成21年度	34	8	5		1	48
平成22年度	23	19	5		4	51
平成23年度	14	10	4		5	33
平成24年度	18	8	10		1	37
平成25年度	26	9	10		1	46
平成26年度	25	9	10			44
平成27年度	34	4	9		1	48
平成28年度	30	7	11	1		49
平成29年度	22	2	6	1	1	32
平成30年度	23	7	5	1	5	41
令和元年度	34	7	6	2	1	50
令和2年度	4	8	5		3	20
総計	287	98	86	5	23	499

金融庁HPよりアルファフィナンシャルエキスパートズ作成

図表3 課徴金納付命令（合計金額）のトレンド

年度	内部者取引	虚偽記載	相場操縦	偽計	その他	総計
平成21年度	54,400	608,180	6,260		7,500	676,340
平成22年度	44,710	1,833,120	2,620		42,400	1,922,850
平成23年度	35,360	286,410	24,030		263,470	609,270
平成24年度	21,670	276,340	87,690		-	385,700
平成25年度	53,490	698,030	36,610		-	788,130
平成26年度	28,400	1,224,840	501,580			1,754,820
平成27年度	80,170	7,870,760	86,735		2,111,000	10,148,665
平成28年度	87,990	526,990	302,120	12,240		929,340
平成29年度	71,020	12,000	133,260	4,055,470	-	4,271,750
平成30年度	31,300	238,120	904,085	730	38,660	1,212,895
令和元年度	56,250	2,665,075	156,475	1,320	-	2,879,120
令和2年度	5,270	2,544,555	49,860		-	2,599,685
総計	570,030	18,784,420	2,291,325	4,069,760	2,463,030	28,178,565

金融庁HPよりアルファフィナンシャルエキスパートズ作成

図表4 課徴金納付命令（合計金額）トップ10

決定日	対象株式	金額（千円）	違反内容
2015/12/24	(株)東芝	7,373,500	虚偽記載
2017/4/11	(株)ウェッジホールディングス	4,055,470	偽計
2020/2/27	日産自動車(株)	2,424,895	虚偽記載
2021/2/25	(株)ジャパండిスプレイ	2,163,335	虚偽記載
2016/1/22	新日本有限責任監査法人	2,111,000	財務書類の虚偽証明
2010/12/9	JVC・ケンウッド・ホールディングス(株)	839,130	虚偽記載
2010/7/14	日本ビクター(株)	707,600	虚偽記載
2018/6/11	日東電工(株)	684,240	相場操縦
2014/8/1	(株)RISE	431,180	相場操縦
2014/4/18	(株)リソー教育	414,770	虚偽記載

金融庁HPよりアルファフィナンシャルエキスパーツ作成

アルファフィナンシャルエキスパーツ株式会社について

アルファフィナンシャルエキスパーツは、価値評価や損害算定のプロフェッショナルファームです。高度な専門的スキルと経験、独立性、プロフェッショナルとしての誠実性に基づく専門的サービスを通じて、M&A や組織再編、訴訟や係争、規制対応、取引先との交渉など、複雑な事案において、説得力のある見解や解決策を提示することを目的としています。

アルファフィナンシャルエキスパーツ株式会社

〒104-0061 東京都中央区銀座 1-15-4 銀座一丁目ビル 7F

050-3556-5669

<https://alphafinex.com>